

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 NO.2
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
 管理本部長 岩上秀樹
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
 【報告義務発生日】(4) 平成17年8月29日
 【提出日】 平成17年8月29日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
会社コード	2392
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所マザーズ
本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番17号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国カリフォルニア州遺産管理法に基づき設定した信託であります。）
氏名又は名称	トッピーノ信託（First Amended Toppino Trust Agreement）
住所又は本店所在地	米国カリフォルニア州ビバリーヒルズ サミットリッジドライブ2221
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1995年3月1日
代表者氏名	チャールズ・ピー・トッピーノ（Charles P Toppino）
代表者役職	受託者
事業内容	米国カリフォルニア州遺産管理法に基づき設立した信託。生存中の信託財産管理、死亡時の分配を目的とする。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社 総務企画部長 山田泰則
電話番号	03-5776-1030

(2)【保有目的】（9）

発行会社の創業者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			15,420
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	0 15,420
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		15,420
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年8月29日現在)	S	116,708.85
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		13.21%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		14.78%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
H17年8月19日	普通株式	11,360株	取得	無償
H17年8月29日	普通株式	1,620株	処分	232,200円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

米国カリフォルニア州遺産管理法に基づき設立した信託契約であり、生存中の財産管理ならびに死後の財産分配方法について定めている。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	平成15年7月2日 セキュアード・ジャパンLLCの出資持分の株式568株を名義変更 平成15年7月2日 セキュアード・ジャパン・サービシングLLCの出資持分の株式を181株を名義変更 平成15年10月1日 株式分割により1,498株を取得 平成16年2月27日 売出しにより170株を処分 平成16年7月20日 株式分割により4,154株を取得 平成16年12月9日 売出しにより551株を処分 平成17年8月19日 株式分割により11,360株を取得 平成17年8月29日 1,620株を処分
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

委 任 状

私、トッピーノ信託受託者であるチャーリー・トッピーノは、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社取締役管理本部長 岩上秀樹を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2004年2月27日

住所： 米国カリフォルニア州ビバリーヒルズ サミットリッジドライブ2221

氏名： トッピーノ信託 受託者
チャーリー・トッピーノ

記

代理人の本店所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
代理人の名称 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
取締役管理本部長 岩上秀樹

以上

トッピーノ信託より英文で委任されました上記の権限に基づき、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社は、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成ならびに当該報告書の写しの送付を行っております。

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
取締役管理本部長 岩上秀樹



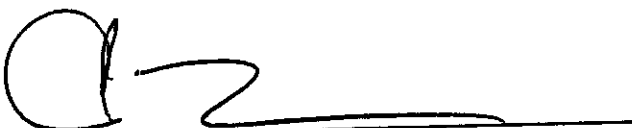
POWER OF ATTORNEY

I, Charles P. Toppino, Trustee of the First Amended Toppino Trust Agreement, hereby appoint Mr. Hideki Iwakami, Chief Administrative Officer, of Secured Capital Japan Co., Ltd. ("the Company") as my true and lawful agent and attorney in fact for the preparation and filing of the reports concerning the status of my holding of shares of common stock of the Company as the Substantial Shareholder pursuant to Chapter II -3 "Disclosure of Substantial Shareholding" under the Securities and Exchange Law of Japan, for providing copies of such reports to any person to whom such documents are required to be provided under such law and to do any other acts and things deemed necessary or required in connection with the foregoing.

Dated the 27th day of February, 2004

Name: Charles P. Toppino
Trustee of First Amended Toppino Trust Agreement

Location: 2221 Summitridge Drive Beverly Hills, CA 90210

Signature: 
Name: Charles P. Toppino,
Title: Trustee of First Amended Toppino Trust Agreement